

(お詫び)「新任監査役ガイド(第7版)」及び「新任監査等委員ガイド(第2版)」
の誤植の訂正について

当協会ホームページ上にて公表した「新任監査役ガイド(第7版)」(2023年3月14日)及び「新任監査等委員ガイド(第2版)」(2023年4月18日)につきまして誤植が判明しましたので、下記のとおり、訂正いたします。皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

記

【新任監査役ガイド(第7版)】

190頁 【参考資料19】 定時株主総会関係日程と監査役の対応例

【正(訂正後)】

4週間 経過日 まで	4/下旬 ～ 5/月上旬	<p>★会計監査人の再任の適否決定(再任を否とする場合は、新会計監査人候補者の決定)</p> <p>◎計算書類他の作成・提供(注1)</p> <p>①計算関係書類(計算書類・附属明細書、連結計算書類) ⇒ 会計監査人・監査役</p> <p>②事業報告・附属明細書 ⇒ 監査役</p> <p>③内部統制報告書のドラフト ⇒ 監査人(通常、会計監査人と同じ)・監査役</p> <p>★特定取締役等から上記の書類に関する説明を受け、内容を検討(→Q45、48、54、56)</p>	<p>会 344</p> <p>会 435②、436②一、二、444③④、 施規 129、計規 125</p> <p>金商法実務指針</p>
	5/月上旬 ～中旬	<p>○株主提案権の行使期限</p> <p>★株主提案権行使の有無・その内容の確認</p>	<p>会 303、305</p>
		<p>□通知・報告等(注2)</p> <p>①会計監査報告の内容 ⇒ 特定監査役・特定取締役</p>	<p>計規 130①一、三</p>

【誤(訂正前)】

4週間 経過日 まで	4/下旬 ～ 5/月上旬	<p>★会計監査人の再任の適否決定(再任を否とする場合は、新会計監査人候補者の決定)</p> <p>◎計算書類他の作成・提供(注1)</p> <p>①計算関係書類(計算書類・附属明細書、連結計算書類) ⇒ 会計監査人・監査役</p> <p>②事業報告・附属明細書 ⇒ 監査役</p> <p>③内部統制報告書のドラフト ⇒ 監査人(通常、会計監査人と同じ)・監査役</p> <p>★特定取締役等から上記の書類に関する説明を受け、内容を検討(→Q45、48、54、56)</p>	<p>会 344</p> <p>会 435②、436②一、二、444③④、 施規 129、計規 125</p> <p>金商法実務指針</p>
	5/月上旬 ～中旬	<p>○株主提案権の行使期限</p> <p>★株主提案権行使の有無・その内容の確認</p>	<p>会 303、305</p>
		<p>□通知・報告等(注2)</p> <p>①会計監査報告の内容 ⇒ 特定監査役・特定取締役</p>	<p>計規 130①一、三</p>

【新任監査等委員ガイド（第2版）】

188 頁 【参考資料 18】 定時株主総会関係日程と監査等委員会の監査に関する対応例

【正（訂正後）】

4週間 経過日 まで	4/下旬 ～ 5/月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ★会計監査人の再任の適否決定（再任を否とする場合は、新会計監査人候補者の決定） ◎計算書類他の作成・提供（注1） <ul style="list-style-type: none"> ①計算関係書類（計算書類・附属明細書、連結計算書類） ⇒ 会計監査人・監査等委員会 ②事業報告・附属明細書 ⇒ 監査等委員会 ③内部統制報告書のドラフト ⇒ 監査人（通常、会計監査人と同じ）・監査等委員会 ★特定取締役等から上記の書類に関する説明を受け、内容を検討（→Q47、50、56） 	会 344 会 435②、436②一、二、444③④、 施規 129、計規 125 金商法実務指針
	5/月上旬 ～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○株主提案権の行使期限 ★株主提案権行使の有無・その内容の確認 	会 303、305
		<ul style="list-style-type: none"> □通知・報告等（注2） <ul style="list-style-type: none"> ①会計監査報告の内容 ⇒ 特定監査等委員・特定取締役 	計規 130①一、三

【誤（訂正前）】

4週間 経過日 まで	4/下旬 ～ 5/月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ★会計監査人の再任の適否決定（再任を否とする場合は、新会計監査人候補者の決定） ◎計算書類他の作成・提供（注1） <ul style="list-style-type: none"> ①計算関係書類（計算書類・附属明細書、連結計算書類） ⇒ 会計監査人・監査等委員会 ②事業報告・附属明細書 ⇒ 監査等委員会 ③内部統制報告書のドラフト ⇒ 監査人（通常、会計監査人と同じ）・監査等委員会 ★特定取締役等から上記の書類に関する説明を受け、内容を検討（→Q47、50、56） 	会 344 会 435②、436②一、二、444③④、 施規 129、計規 125 金商法実務指針
	5/月上旬 ～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○株主提案権の行使期限 ★株主提案権行使の有無・その内容の確認 	会 303、305
		<ul style="list-style-type: none"> □通知・報告等（注2） <ul style="list-style-type: none"> ①会計監査報告の内容 ⇒ 特定監査等委員・特定取締役 	計規 130①一、三

以 上